

## 鹿児島県とアクサ生命保険株式会社との 健康経営及び働き方改革の推進に関する連携協定書

鹿児島県（以下「甲」という。）とアクサ生命保険株式会社（以下「乙」という。）は、県内企業等における健康経営及び働き方改革を推進するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密に連携して、県内企業等における健康経営及び働き方改革を推進することにより、県内企業等の従業員の活力向上や生産性の向上等を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次の事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 県内企業等における健康経営の推進
- (2) 県内企業等の従業員及び家族におけるライフマネジメント®の推進  
(「ライフマネジメント®」はアクサ生命保険株式会社の登録商標である。)
- (3) 県内企業等における働き方改革の推進
- (4) その他甲乙間で協議して定める事項

2 甲及び乙は前項各号に掲げる連携事項を効果的に実施するため、連絡、調整並びに情報交換を適宜行うものとする。

### （連携期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和7年3月31日までとする。  
ただし、当該期間満了の1か月前までに甲又は乙から書面による解除の申出がないときは、本協定と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

### （第三者との類似の事業等）

第4条 本協定の締結は、甲又は乙が本協定に定める各規定を遵守する限りにおいて、第三者との間で本連携事業と同様又は類似の事業等を行うことを妨げるものではない。

### （禁止事項及び賠償責任）

第5条 乙が取組を行うにあたっては、次の各号に該当してはならない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあること。
- (2) 政治活動又は宗教活動を伴うもの
- (3) 企業の利益誘導のみを利用すること。

2 乙が取組を行ったことにより事故及び問題が発生したときは、乙の責任と負担においてこれを解決することとし、その対応に伴って甲に費用等が生じた場合は、乙がこれを負担する。

### （協定の変更及び解除）

第6条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、当事者間の協議により、本協定の変更又は解除を行うものとする。

2 甲又は乙は、相手方が法令又は本協定の趣旨に反すると認めた場合には、本協定を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本協定を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 暴力団、暴力団員、準構成員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力であると認められるとき。
- (2) 自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為、その他の違法行為を行ったとき。

4 本協定の解除に伴い、乙に生じた損害に関しては、解除が甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙は甲に賠償の請求を行わない。

### （著作権）

第7条 本連携事業に係る画像等作成物は、本連携事業の目的に支障がない限り、甲乙ともに広報等において無償で利用できるものとし、その利用を妨げないものとする。

### （守秘義務）

第8条 甲及び乙は、第2条の連携事項に取り組むに当たり相手方から提出された情報を相手方の事前の承諾なく第三者に提供し、開示し、又は漏洩し、若しくは第1条に規定する目的以外の目的で使用してはならない。

### （個人情報の保護）

第9条 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を取り扱わなければならない。

### （関係法令上の責任）

第10条 甲及び乙は、本協定の履行に関し、関係する各種法令等を遵守するものとする。

### （協議）

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和6年1月31日

甲 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事

塙田康一

乙 東京都港区白金一丁目17番3号NBF プラチナタワー  
アクサ生命保険株式会社  
代表取締役副社長兼チーフディストリビューションオフィサー

岸井裕志